

**川崎市
指定介護保険事業者
集団指導講習会**

～訪問系サービス～

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

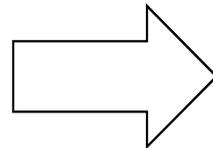
訪問系サービス共通①

サービス提供の記録

【記載すべき事項】

- ① 提供日
- ② 提供開始時間及び終了時間
- ③ サービスの提供をした者の氏名
- ④ 提供したサービスの内容
- ⑤ 利用者の心身の状況

等



1. サービスを提供したことの証明
2. (計画の見直しの際) 利用者の個別の事情を反映させるための情報源

訪問系サービス共通②

- 従業員の清潔の保持
- 従業員の健康状態の管理
 - 従業員が感染源となることを予防する
 - 従業員を感染の危険から守る
- 事業所の設備及び備品等の衛生的な管理

- 手指を洗浄するための設備の設置
- 使い捨て手袋の設置・補充
- その他必要な衛生用品の用意

事業者が行うべき衛生管理

**利用者に用意させたり
利用者にその費用を負担させることは
できません**

訪問系サービス共通③

集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価

	減算の内容	算定要件
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	① <u>事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物</u> （有料老人ホーム等に限る）に居住する者 ② <u>上記以外の範囲に所在する建物</u> （建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が <u>1月当たり20人以上の場合</u> ）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	600単位／月 減算	・ <u>事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物</u> （有料老人ホーム等に限る）に居住する者

訪問系サービス共通④

「同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」

- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅

のいずれか

かつ

- 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物

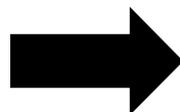
又は

- 同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち、効率的なサービス提供が可能なもの

訪問介護①

訪問介護員等

- 資格
 - ・介護福祉士
 - ・養成研修修了者
- サービス提供責任者を含め
常勤換算方法で2.5以上



- ・訪問介護員等として従事する時間
 - ・サービス提供責任者として従事する時間
- 
- ・管理者として従事する時間
 - ・併設する有料老人ホーム等のサービスに従事する時間

訪問介護②

サービス提供責任者【兼務が可能なもの】

- 当該事業所の管理者
- 同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務
- 当該訪問介護事業所と一体的に運営している障害者総合支援法の指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護のサービス提供責任者

常勤のサービス提供責任者は、同一敷地内であっても、上記以外の業務（有料老人ホーム等の業務）に従事することはできません

訪問介護③

訪問介護計画

〔記載すべき事項〕

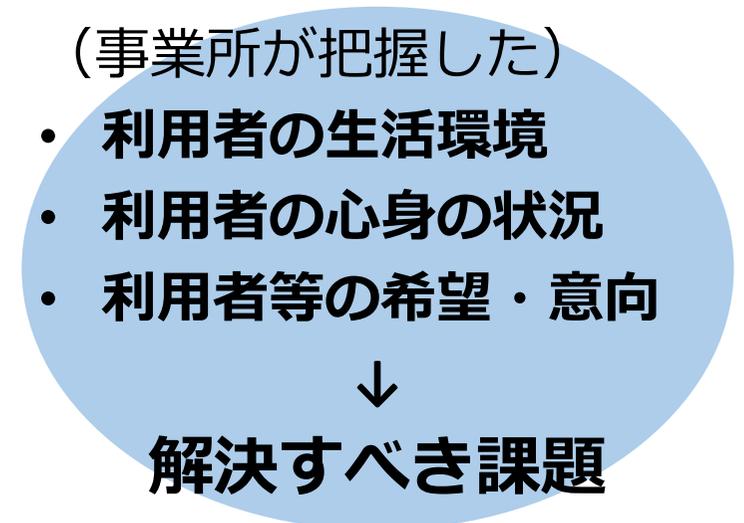
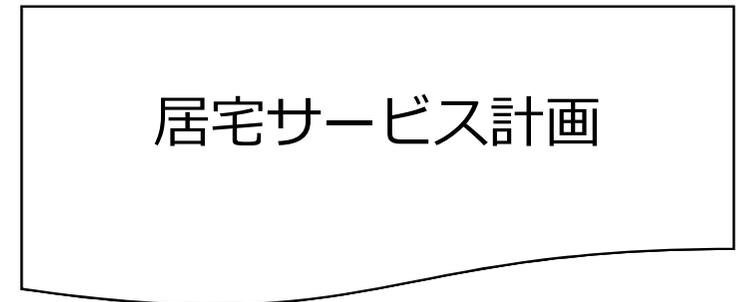
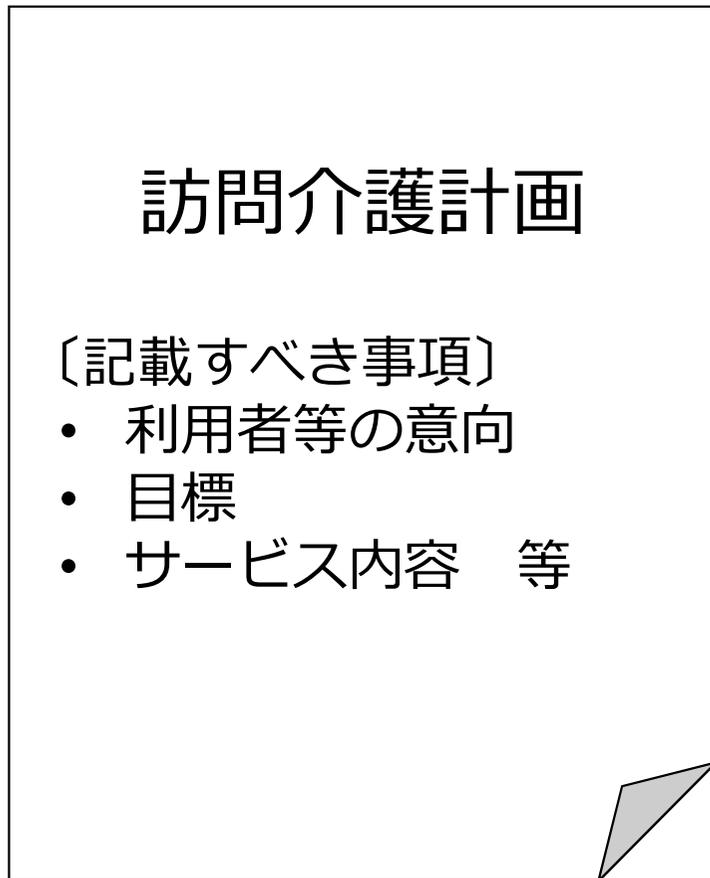
- 利用者等の意向
- 目標
- サービス内容 等

計画に基づく

訪問介護
サービスの提供

訪問介護計画に基づかない
サービス提供は
介護保険サービスではない

訪問介護③



訪問介護④

生活援助

●内容

- 身体介護以外の訪問介護
- 掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助

●提供が可能な場合

- 利用者が1人暮らし
- (利用者に同居家族がいる場合) 家族等が障害、疾病等のため、利用者やその家族等が家事を行うことが困難



- (同居家族に障害や疾病がない場合) 同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合も提供可能

訪問介護⑤

通院・外出介助

- 居宅サービス計画への位置付け
- 利用者の居宅が起点・終点



居宅を起点・終点とした一連のサービス行為

⇒ **居宅を起点・終点としないものは指定訪問介護ではない**

訪問介護⑥

特定事業所加算の各算定要件

1. 体制要件

- 計画的な研修の実施
- 会議の定期的開催
- 文書による指示及びサービス提供後の報告
- 定期健康診断の実施
- 緊急時における対応方法の明示

2. 人材要件

- 訪問介護員等要件
- サービス提供責任者要件

3. 重度要介護者等対応要件

訪問介護⑥

特定事業所加算の各算定要件

●文書による指示及びサービス提供後の報告

サービス提供責任者から訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達すること及びサービス提供終了後に報告を受けること

〔指示・報告事項〕

- ① 利用者のA D Lや意欲
- ② 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ③ 家族を含む環境
- ④ 前回のサービス提供時の状況 → 常に指示・報告が必要
- ⑤ その他サービス提供に当たって必要な事項

訪問入浴介護①

訪問入浴従業者

1回の訪問につき、

- 看護師又は准看護師（看護職員） 1名
- 介護職員 2名

の計3名をもってサービス提供を行う。

【例外】

入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、主治医の意見を確認の上、

- 介護職員 3名 での提供も可能。

訪問入浴介護②

衛生管理等

- 従業者の清潔の保持
- 従業者の健康状態の管理
- 事業所の設備及び備品等の衛生的な管理

+

➤ サービス提供に使用する設備、器具その他用品に係る清潔の保持

- 訪問入浴の提供の際に使用する消耗品
- 清潔の保持に必要な衛生用品

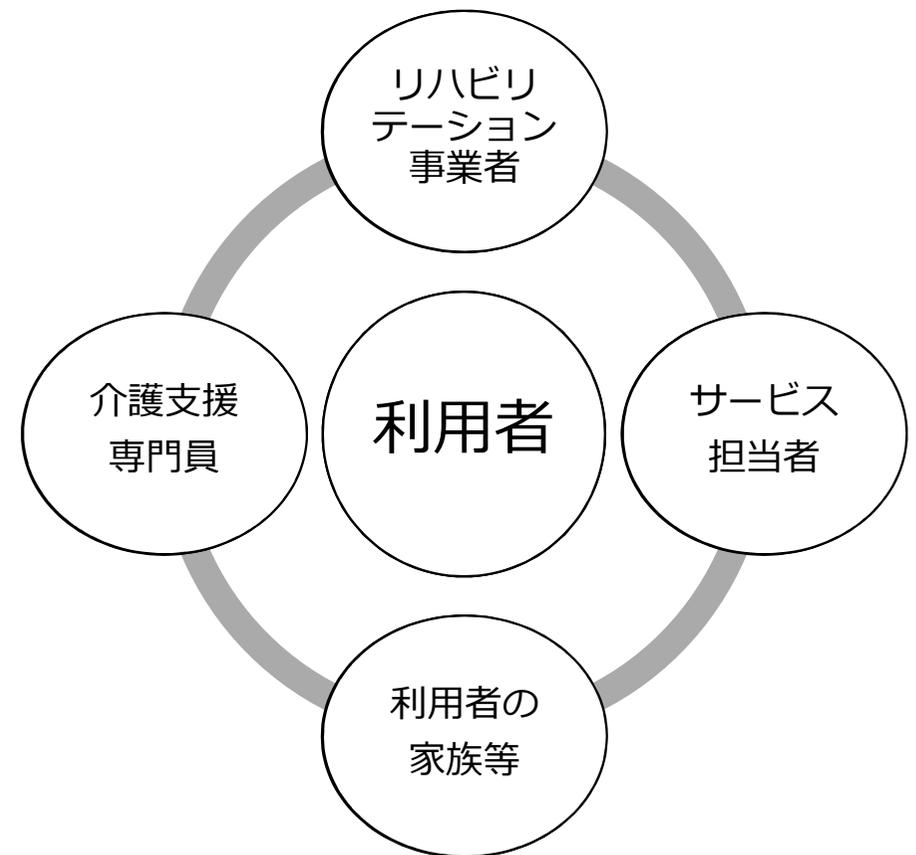
**利用者に用意させたり
利用者にその費用を負担させることは
できません**

訪問リハビリテーション①

リハビリテーション会議

〔構成員〕

- 医師
- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 介護支援専門員
- その他サービス担当者
- 利用者やその家族

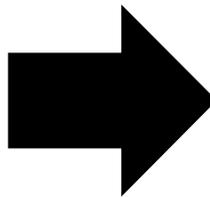
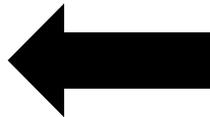
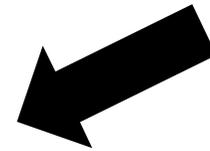


訪問リハビリテーション②

訪問リハビリ テーション計画

〔記載すべき事項〕

- 利用者等の希望
- 主治医の指示
- 目標
- リハビリテーション内容
等



主治医による指示

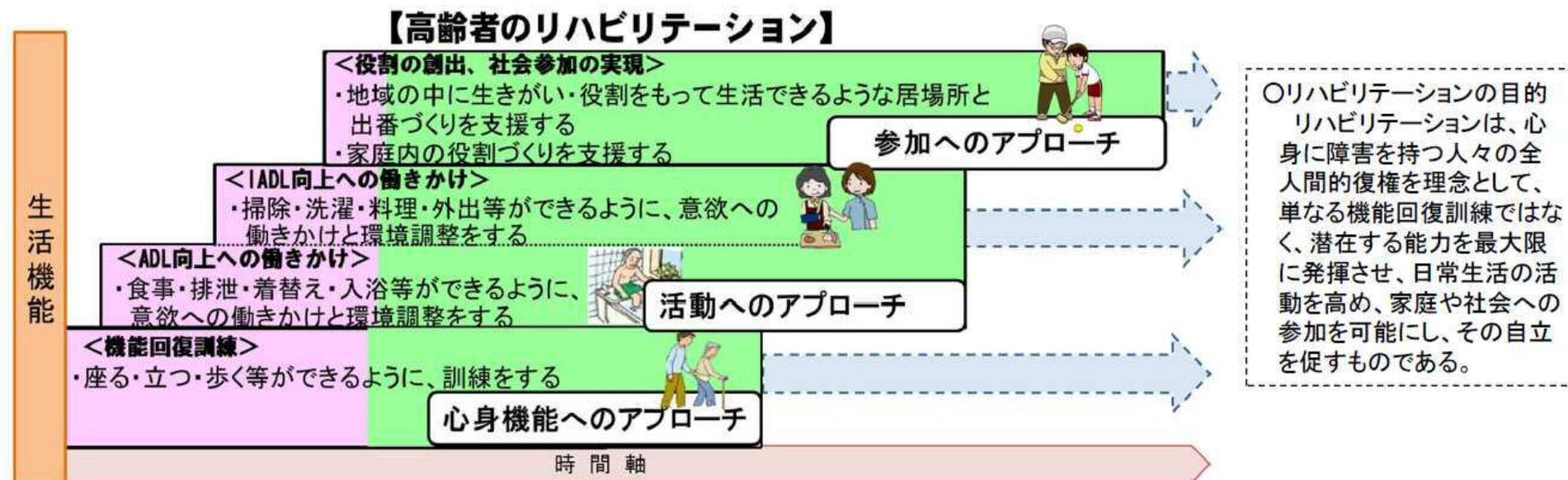
(事業所が把握した)

- 利用者の生活環境
- 利用者の心身の状況
- 利用者等の希望・意向

計画に基づく
リハビリテーション
の提供

訪問リハビリテーション③

活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進



(厚生労働省「平成27年度介護報酬改定の概要 骨子版」より引用)

福祉用具貸与／特定福祉用具販売①

福祉用具専門相談員の資格

- 保健師
- 作業療法士
- 看護師
- 社会福祉士
- 准看護師
- 介護福祉士
- 理学療法士
- 義肢装具士
- 福祉用具専門相談員指定講習修了者
- 「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当すると認める講習」の修了者

- ×介護支援専門員
- ×社会福祉主事任用資格
- ×福祉住環境コーディネーター
- ×**介護員養成研修修了者**

- 介護職員初任者研修
- 1級・2級課程
- 介護職員基礎研修修了者

福祉用具貸与／特定福祉用具販売②

福祉用具専門相談員の配置

- 常勤換算方法で2以上
- 福祉用具専門相談員として業務に従事している時間で計算

	職種	1か月の勤務時間数	常勤換算
Aさん	管理者	84	
	福祉用具専門相談員	84	0.5
Bさん	福祉用具専門相談員	168	1.0
合計		252	1.5

常勤換算方法で2以上に足りない

⇒**人員基準違反!**

※管理者としての勤務時間は、福祉用具専門相談員の常勤換算に含まれません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護①

従業者

- 訪問介護員

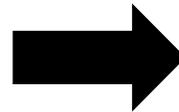
介護福祉士、養成研修修了者

- 看護職員

保健師、看護師、准看護師

- オペレーター

看護師、介護福祉士、
医師、保健師、准看護師、
社会福祉士、介護支援専門員



- 計画作成責任者

- 左記の従業者から1名以上を選任

- 以下のいずれかの資格を有する者

看護師、介護福祉士、
医師、保健師、准看護師、
社会福祉士、介護支援専門員

定期巡回・随時対応型訪問介護看護②

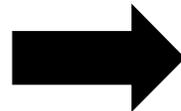
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護計画

〔記載すべき事項〕

- 利用者等の意向
- 目標
- 訪問介護サービスの内容

+

- 主治医の指示
- 療養上の目標
- 訪問看護サービスの内容



※計画作成責任者が常勤看護師等以外の場合



**常勤看護師等が、療養上の目標
や訪問看護サービスの内容の記
載に対し、必要な指導・管理**

夜間対応型訪問介護①

従業者

●オペレーションセンター従業者

- オペレーターは、提供時間帯を通じて1以上
- 面接相談員は、面接を適切に行うために必要な員数
- 次のいずれかの資格を有する者
看護師、介護福祉士、
医師、保健師、准看護師、
社会福祉士、介護支援専門員

●訪問介護員等

- 定期巡回サービスを行う者は、サービスの提供に必要な員数
- 随時訪問サービスを行う者は、提供時間帯を通じて1以上
- 次のいずれかの資格を有する者
介護福祉士、養成研修修了者

夜間対応型訪問介護②

利用者との面接等

オペレーションセンター従業員は利用者の居宅へ1～3月に1回程度訪問

- 利用者等の状況把握
- 利用者等に対する適切な相談及び助言の実施



利用者とのコミュニケーションを図る



利用者が通報しやすい環境づくり

夜間対応型訪問介護③

2 4 時間通報対応加算

1. 日中におけるオペレーションセンターサービスのために必要な人員の確保
2. 緊急時における連携先指定訪問介護事業所への連絡体制の確保
3. 利用者の日中における居宅サービスの利用状況等の把握
 - 日中の同居家族などの状況
 - 介護保険外サービスの利用状況等
4. 利用者からの通報日時・通報内容・具体的対応の内容の記録

訪問系サービスの説明は以上です。

御清聴ありがとうございました。